

平成24年度入札契約制度の改正について（お知らせ）

熊本市 総務局 契約検査室

# 目次

## I 政令指定都市移行に伴う改正

- 1 契約議案金額の引き上げ
- 2 随意契約によることができる場合の額の引き上げ
- 3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用

## II 工事契約関係

- 1 総合評価一般競争入札の活用・拡充
- 2 小規模工事及び小規模業務委託の対象金額の改正
- 3 優良工事表彰制度の創設
- 4 業界窓口の設置
- 5 暴力団等でない旨の誓約書の提出
- 6 契約保証を要しない工事及び工事に係る業務委託の対象金額の改正

## III その他の事項

- 1 組織名称の変更
- 2 政令指定都市移行に伴う住所表示の変更による手続き

## I 政令指定都市移行に伴う改正（平成24年4月実施予定）

### 1 契約議案金額の引き上げ

地方自治法第96条第1項第8号及び地方自治法施行令第121条の2第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の対象を予定価格4000万円以上（現行3500万円以上）に改めます。

なお、議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約の対象については、変更ありません（現行予定価格3億円以上）。

### 2 随意契約によることができる場合の額の引き上げ（1号随意契約）

地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、随意契約によることができる場合の額を次のとおり改めます。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 工事又は製造の請負    | 予定価格250万円以下（現行130万円以下） |
| (2) 財産の買入れ       | 予定価格160万円以下（現行80万円以下）  |
| (3) 物件の借入れ       | 予定価格80万円以下（現行40万円以下）   |
| (4) 財産の売払い       | 予定価格50万円以下（現行30万円以下）   |
| (5) 物件の貸付け       | 予定価格30万円以下（現行どおり）      |
| (6) 前各号に掲げる以外のもの | 予定価格100万円以下（現行50万円以下）  |

### 3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用

政令指定都市移行に伴い、政府調達に関する協定及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用されることとなります。概要は次のとおりです。

- |                                       |                 |
|---------------------------------------|-----------------|
| (1) 特例政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。） |                 |
| ア 物品                                  | 予定価格2500万円以上    |
| イ 建設工事                                | 予定価格19億4000万円以上 |
| ウ 測量、建設コンサルタント等業務委託                   | 予定価格1億9000万円以上  |
| エ 上記以外の業務委託等                          | 予定価格2500万円以上    |

※ 対象金額は、2年ごとに改定されます。また、対象とならない業務委託等もあります。

- (2) 特定調達契約に係る一般競争入札の公告又は指名競争入札の公示は、その入札期日の前日から起算して40日前までに行います。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することがあります。なお、公告又は公示においては、特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により記載するものとします。

- |                               |
|-------------------------------|
| ア 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量       |
| イ 入札期日                        |
| ウ 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 |

- (3) (2)の公告又は公示をした場合においては、入札参加者名簿（有資格者名簿）に登載されていない者であっても、当該特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望する場合は、必要書類を提出し、入札参加資格審査申

請を行うことができます。

- (4) 特定調達契約に係る競争入札に参加しようとする者に対し、申請があれば入札説明書を交付します。
- (5) 特定調達契約に係る競争入札については、郵便による入札ができます。
- (6) 特定調達契約に係る競争入札参加資格について、入札参加者の事業所の所在地要件を定めません（例えば、「熊本市内に本店を有する者であること。」等の条件を定めません。）。
- (7) 特定調達契約については、最低制限価格を設けません。
- (8) 特定調達契約に係る競争入札については、商標、商号、特許、デザイン若しくは型式又は産地、生産者若しくは供給者を特定しません。ただし、これらを用いなければ明確な説明等を行うことができない場合に限り、「又はこれと同等のもの」というような文言を付すことがあります。
- (9) 特定調達契約に係る競争入札において、落札者とならなかった入札者から請求があったときは、落札者とならなかった理由等を書面により通知します。
- (10) 特定調達契約について、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該決定した日の翌日から起算して72日以内に落札者又は随意契約の相手方の名称及び所在地等を公示します。
- (11) 特定調達契約に係る公告又は公示については、市公報（契約）により行います。

## II 工事契約関係

### 1 総合評価一般競争入札の活用・拡充

平成19年度より試行している総合評価一般競争入札を本格実施します。対象工事は、入札後審査方式により実施する工事（市内業者向け）で、各業種及び各ランクの総合評価一般競争入札発注標準額以上の工事です。

また、高度な技術提案を求める総合評価一般競争入札について試行を開始します。

### 2 小規模工事及び小規模業務委託の対象金額の改正

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができる場合の額の引き上げに伴い、小規模工事等の対象金額を引き上げます。以下に該当する場合、各課において見積合わせにより業者を決定します。

- (1) 建設工事 予定価格250万円以下（現行130万円以下）
- (2) 建設工事に係る業務委託 予定価格100万円以下（現行50万円以下）

### 3 優良工事表彰制度の創設

本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）が発注する建設工事において、優秀な成績を収めた建設業者及び技術者（主任技術者又は監理技術者）を表彰する制度を創設します。概要は、以下のとおりです。

- ・表彰の対象は、前年度に検査が完了した本市発注工事（平成24年度の表彰対象となるのは、平成23年度に検査が完了した工事）です。

- ・表彰は、平成24年度より年1回行います。
- ・表彰の対象となった建設業者及び技術者については、表彰状を授与し、市のホームページで公表します。
- ・優良工事表彰を受けた建設業者及び技術者については、総合評価一般競争入札の技術評価の加点の対象とします。

#### 4 業界窓口の設置

建設業の育成や業者の技術力の向上を図るため、都市建設局に建設業界との窓口を設置します。

#### 5 暴力団等でない旨の誓約書の提出

熊本市暴力団排除条例の施行に伴い、平成24年4月1日以降、本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）が発注する契約金額100万円を超える建設工事の請負契約並びに当該工事に係る下請契約及び資材納入等契約において、元請負人、下請負人及び資材納入等契約者は、各々の契約相手方に対し、自らが暴力団員及び暴力団密接関係者ではない旨を証する誓約書を提出しなければなりません（例えば、下請負人は元請負人に誓約書を提出。）。当該誓約書は、当該契約の締結日から5年間保管しなければならないが、この規定に違反した場合、5万円以下の過料に処せられることがあります。

また、以上のことに関して、市は元請負人、下請負人及び資材納入等契約者に対して、報告又は資料の提出を求めることができ、これに対して元請負人等が報告又は資料提出をしなかった場合等は、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### 6 契約保証を要しない工事及び工事に係る業務委託の対象金額の改正

これまでの契約保証を要しない工事等の対象金額を見直し、予定価格が250万円以下（現行200万円未満）の建設工事及び予定価格が100万円以下（現行200万円未満）の建設工事に係る業務委託について、契約の保証を要しないものとします。

### Ⅲ その他の事項

#### 1 組織名称の変更

契約検査室は、平成24年4月1日から「契約検査総室」に組織の名称が変わります。

#### 2 政令指定都市移行に伴う住所表示の変更による手続き

##### 《工事・コンサル・物品・業務委託・清掃業務・複写機賃貸借・小規模修繕共通事項》

##### (1) 入札参加資格申請

本店又は営業所等の住所に区名が入ることによる本市及び熊本県への変更届の提出は必要ありません。他市町村等への変更届については、各市町村等へお尋ねください。

##### (2) 電子入札用ICカード

住所表示の変更前に取得された電子入札用 I C カードについては、その有効期限まで使用することができます。ただし、住所表示の変更後に I C カードを取得する場合は、新しい住所で取得してください。

(3) 登記関係

会社等（商業・法人等）登記簿に記録された本店、主たる事務所及び役員の住所の変更手続きは必要ありません。

《工事・コンサル関係》

(4) 建設業の許可

ア 建設業許可（国土交通大臣許可）・・・平成 24 年 4 月 1 日から 30 日以内に変更手続きが必要です。

イ 熊本市に主たる営業所を有する建設業許可業者（アを除く。）・・・変更手続きは必要ありません。

《建設業許可（国土交通大臣許可）についてのお問い合わせ》

国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係

電話 092-471-6331（6145、6146）

(5) 建築士の住所変更登録及び建築士事務所登録

建築士の住所変更登録及び建築士事務所登録事項変更届について、手続きは必要ありません。

(6) 測量業、建設コンサルタント、地質調査業登録

測量業、建設コンサルタント及び地質調査業の登録について、営業所の所在地の変更手続きは必要ありません。

(7) 補償コンサルタントの登録

補償コンサルタントの登録について、営業所の所在地の変更手続きは必要ありません。

(8) 不動産鑑定士（補）、不動産鑑定業者の登録

ア 不動産鑑定士（補）及び不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の登録・・・住所変更の手続きが必要です。熊本市が交付する「行政区設置証明書」を添付して提出してください。

イ 不動産鑑定業者（県知事登録）の登録・・・変更手続きは必要ありません。

《不動産鑑定士（補）、不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）についてのお問い合わせ》

国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 鑑定評価指導係

電話 092-471-6331（6155） 又は

熊本県 地域振興課

電話 096-333-2181